

「教育等の振興に関する施策の大綱」第2次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

資料2-2

改訂のポイント			施策体系への位置付け			区分	文案
			基本方向	P	対策		
1	小・中学校における授業改善の更なる充実	学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの徹底	【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	31	2-(1) 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築	①	①同一教科の担任が複数配置されている中学校において、一人の教員が複数学年を担当する「タテ持ち」を導入可能な中学校全てに導入することや、教科ごとの授業改善・教材研究を進めるために設置している教科会などで、教科主任や経験と力量を備えた教員が経験の浅い教員を指導するといった、授業力の向上に向けて教員同士が学び合い高め合う仕組みを構築します。
		④				④同一教科の教員が一人しかいない小規模の中学校においては、教員同士の学び合いにより教科指導力を向上させる機会が少ない状況にあります。このため、近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みを構築します。また、小規模の中学校において異なる教科を担当する教員がチームを組み、日常的に授業について協議し合う仕組みについて研究を進めるとともに、その取組を県内に普及します。	
		高知市小・中・義務教育学校の学力向上の取組の推進に向けた高知市教育委員会との連携による指導体制の構築	【基本方向4】 県と市町村教育委員会との連携・協働	75	(1) 県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	追加	③県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、県教育委員会と高知市教育委員会との情報共有・協議の場を設けるとともに、県・市が協働して学校を指導・支援する体制を整えます。
		国語学力向上に向けた取組	【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	33	2-(3) 児童生徒の学習の質・量の充実	追加	④児童生徒の読解力の向上のために、教員研修を充実させるとともに、文章を読み取り、要約するといった読解力を鍛える「読み物教材」を活用する取組を推進します。
英語教育の推進に向けた取組	基幹となる小学校への英語専科教員の配置、英語教育コア・エリアの指定等による地域全体の英語教育の強化 教員の英語力向上のための研修実施	【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	33	2-(2) 教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築	追加	⑥小・中学校における教員の英語指導力の向上を図るため、管内の小学校を巡回してアドバイスを行う「小学校英語指導教員」を基幹となる小学校に配置するとともに、中学校に英語のモデル授業拠点校を構築することなどにより、小・中学校の英語の授業づくりや校内の体制整備を支援します。	

「教育等の振興に関する施策の大綱」第2次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

改訂のポイント			施策体系への位置付け			区分	文案	
			基本方向	P	対策			
1 (つづき)	(つづき) 小・中学校における授業改善の更なる充実	(つづき) 英語教育の推進に向けた取組	教材の配付・活用促進	【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	33	2-(3) 児童生徒の学習の質・量の充実	追加	②新学習指導要領において小・中学校卒業時に習得を求められる数の英単語の習得を促すための英単語集をそれぞれ作成・配付し、その効果的な活用を促進します。
				【基本方向1】 チーム学校<高等・特別支援学校>	41	1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	概要 修正	学校において、組織的な取組が進みにくい背景には、生徒指導部や進路指導部等の担当部署や学年団、教科会等の組織間の連携が十分ではないこと、大部分の教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられていることなどがあります。 このため、学校経営計画の中に徹底した取組につながるようなシンプルなビジョンや目標を設定し、校長を中心に、チーム学校としてPDCAサイクルを回しながら組織マネジメントを効果的に推進する体制や仕組みを構築します。こうした取組を確実なものとするため、各学校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、授業改善や学校経営に関する具体的な指導、助言を行う「学校支援チーム」を県教育委員会事務局内に編成し、定期的な学校訪問による支援を行います。
2	高等学校におけるチーム学校の構築の取組	基礎学力の定着・向上に向けた取組の推進	各教科で育成すべき資質・能力の明確化と学習到達目標の設定 教科会の充実、「授業づくりBasicガイドブック(高校版)」を活用した学び直しの指導力向上など、授業改善に向けた取組の徹底 学びなおしの科目を選択可能とするための教育課程の見直しや教科会の定例化など、カリキュラムマネジメントの強化	【基本方向1】 チーム学校<高等・特別支援学校>	44	2-(1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実	概要 修正	このため、生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るよう、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、学校全体でチーム学校として組織的に取り組む体制を構築します。また、学校支援チームが定期的に学校訪問を行い、授業改善や学校経営に関する具体的な指導・助言を行うことで、各校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、しっかりと支援します。
							追加	①各学校における授業改善の取組を推進するため、全ての学校において学力向上プランを作成し、自校の生徒の学力状況を踏まえて設定した学習到達目標の達成に向けた授業づくりを進めます。こうした取組を徹底するため、授業の型の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、学校支援チームが定期的に学校訪問を行い、指導・助言を行います。

「教育等の振興に関する施策の大綱」第2次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

改訂のポイント				施策体系への位置付け		区分	文案	
				基本方向	P			対策
2 （つづき）	（つづき） 高等学校におけるチーム学校の構築の取組	（つづき） 基礎学力の定着・向上に向けた取組の推進	各学校における上記の取組に対し、継続して指導・助言を行う「学校支援チーム」（校長OB、指導主事）の派遣	【基本方向1】 チーム学校<高等・特別支援学校>	41	1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	<再掲> 概要 修正	<再掲> 学校において、組織的な取組が進みにくい背景には、生徒指導部や進路指導部等の担当部署や学年団、教科会等の組織間の連携が十分ではないこと、大部分の教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられていることなどがあります。 このため、学校経営計画の中に徹底した取組につながるようなシンプルなビジョンや目標を設定し、校長を中心に、チーム学校としてPDCAサイクルを回しながら組織マネジメントを効果的に推進する体制や仕組みを構築します。 <u>こうした取組を確実なものとするため、各学校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、授業改善や学校経営に関する具体的な指導、助言を行う「学校支援チーム」を県教育委員会事務局内に編成し、定期的な学校訪問による支援を行います。</u>
							① 修正	①全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、PDCAサイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組みます。こうした取組を支援するため、 <u>学校支援チーム</u> 県教育委員会の指導主事等による訪問指導・助言等の充実・強化を図ります。
				44	2-(1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実	<再掲> 概要 修正	<再掲> このため、生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るよう、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、学校全体でチーム学校として組織的に取り組む体制を構築します。 <u>また、学校支援チームが定期的に学校訪問を行い、授業改善や学校経営に関する具体的な指導・助言を行うことで、各校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、しっかりと支援します。</u>	
						<再掲> 追加	<再掲> ①各学校における授業改善の取組を推進するため、 <u>全ての学校において学力向上プランを作成し、自校の生徒の学力状況を踏まえて設定した学習到達目標の達成に向けた授業づくりを進めます。こうした取組を徹底するため、授業の型の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、県教育委員会の指導主事等が定期的に学校訪問を行い、指導・助言を行います。</u>	
		多様な生徒の社会的自立の支援の充実	各学校の「社会的自立のための進路支援プログラム」の改善及び実践内容の充実	【基本方向1】 チーム学校<高等・特別支援学校>	45	2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実	追加	⑦生徒の主体的・探究的な学びの場を拡充していくため、 <u>地域と学校が協働して教育を行う地域協働学習を積極的に推進します。</u>

「教育等の振興に関する施策の大綱」第2次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

改訂のポイント		施策体系への位置付け			区分	文案
		基本方向	P	対策		
3	教員の働き方改革に向けた取組の推進 (教員の働き方改革推進)	【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	26	1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	概要 修正	こうしたことにより、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチーム学校としての体制を構築します。 また、学校が抱える課題の複雑化・困難化に伴い業務が多様化し、授業改善や生徒指導など、教員の多忙化が常態化する中、子どもと向き合う時間の確保が難しい状況にあります。 このため、教員の多忙化解消と負担感の軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保や必要な教育活動の充実のため、県教育委員会・市町村教育委員会・学校が連携して、「教員の働き方改革」を推進します。
					⑥ 修正	⑥教員が子どもと向き合う時間を確保するため、まずは勤務時間を客観的に把握するとともに現状を分析して、業務の削減・効率化等、直ちにできることから取組を進めるなど、教員の働き方に関する意識改革や在勤時間の削減に向けた具体的な業務改善の取組を推進します。
		【基本方向1】 チーム学校<高等・特別支援学校>	41	1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	概要 修正	こうした取組を確実なものとするため、各学校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、授業改善や学校経営に関する具体的な指導、助言を行う「学校支援チーム」を県教育委員会事務局内に編成し、定期的な学校訪問による支援を行います。 また、学校が抱える課題の複雑化・困難化に伴い業務が多様化し、授業改善や生徒指導など、教員の多忙化が常態化する中、子どもと向き合う時間の確保が難しい状況にあります。 このため、教員の多忙化解消と負担感の軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保や必要な教育活動の充実のため、県立学校における「教員の働き方改革」を推進します。
					追加	⑤教員が子どもと向き合う時間を確保するため、まずは県立学校において教員の勤務時間を客観的に把握するシステムを導入し、勤務時間や勤務内容を把握するとともに現状を分析して、業務の削減・効率化等、直ちにできることから取組を進めるなど、教員の働き方に関する意識改革や在勤時間の削減に向けた具体的な業務改善の取組を推進します。
	スクール・サポート・スタッフの配置等による教員負担の軽減	【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	29	1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充	概要 修正	学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員、運動部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。
			30		追加	⑤学校に教員の専門性を必要としない業務に従事するスクール・サポート・スタッフを配置し、業務負担の軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげます。

「教育等の振興に関する施策の大綱」第2次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

改訂のポイント			施策体系への位置付け			区分	文案
			基本方向	P	対策		
3 (つづき)	(つづき) 教員の働き方改革に向けた取組の推進	専門的な知識・技能を有し、単独指導や生徒引率も可能な部活動指導員の配置	【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	29	1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充	概要 修正	学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材を活用しながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。
			【基本方向1】 チーム学校<高等・特別支援学校>	43	1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充	概要 修正	学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻きさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員、運動部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。
			【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	29	1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充	④ 修正	各学校における運動部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するために、専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートができる運動部活動支援員や
			【基本方向1】 チーム学校<高等・特別支援学校>	43	1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充	③ 修正	単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な運動部活動指導員の配置を進めます。の配置を更に拡充します。
	運動部活動ガイドラインに基づく運営の適正化	【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	40	4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化	⑤ 修正	⑤高知県運動部活動ガイドラインに基づき、適切な運営のための体制整備や、週当たり、少なくとも±2日以上の休養日を確実に設定するとともに、練習時間についても適切なものとするなど、望ましい運動部活動の運営が行われるよう、周知・徹底推進を図ります。さらに、外部指導者等の教諭以外の者が単独で部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員の配置条件を整備することなど、部活動に係る教員の負担を更に軽減するための取組も進めます。	
		【基本方向1】 チーム学校<高等・特別支援学校>	54	4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化	⑥ 修正	⑥高知県運動部活動ガイドラインに基づき、望ましい運動部活動の推進を図ります。ガイドラインの適用に当たっては、各高等学校の特色や運動部の競技特性、県のスポーツ振興策等を考慮し、運用方法を検討する必要があることから、新たに設置する「高知県運動部活動改革推進委員会（仮称）」において協議し、方針を策定します。週当たり、少なくとも1日以上以上の休養日を確実に設定するとともに、練習時間についても適切なものとするなど、望ましい運動部活動の運営が行われるよう、周知・徹底を図ります。さらに、外部指導者等の教諭以外の者が単独で部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員の配置条件を整備することなど、部活動に係る教員の負担を更に軽減するための取組も進めます。【再掲】	

「教育等の振興に関する施策の大綱」第2次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

改訂のポイント			施策体系への位置付け			区分	文案	
			基本方向	P	対策			
4	不登校の予防と支援に向けた体制の強化	抜かりのない情報共有と切れ目のない支援を実現	支援の必要な児童生徒の情報を組織内で確実に共有し、早期に適切な支援につなげるための校内支援会の強化	【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	36	3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	概要 修正	特にいじめは、児童生徒の命に関わる事案であるため、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、学級担任が一人で抱え込むことがないよう、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。 また、不登校への早期対応のために、児童生徒に関する情報共有や組織的な対応を徹底することによって、支援の充実を図ります。
					37		③ 修正	③管理職や関係教員及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等を定期的で開催し、 <u>児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともにその校内支援会において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの助言を取り入れて見立て、具体的な手立てを策定し、それに基づいて学年部会が中心となって日々の見守りを行うなど、組織的な対応を行うことを徹底します。</u>
							追加	<u>④リスクレベルの低い児童生徒についても、欠席や遅刻など気になる兆候が見え始めた段階で校内支援会において状況を確認するとともに、家庭訪問や面談を行うなど早期の支援を開始することを徹底します。</u>
				【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	37	3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	追加	<u>⑤小・中学校の生徒指導担当や養護教諭等が各学校の校内支援会に相互参加することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。</u>
				【基本方向5】 安全・安心で質の高い教育環境	80	(4)-(3)- 校種間の連携・協働の推進	追加【再掲】	<u>④小・中学校の生徒指導担当や養護教諭等が各学校の校内支援会に相互参加することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。【再掲】</u>
		【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	37	3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	追加	<u>⑦不登校児童生徒への支援の充実のために、アウトリーチ型スクールカウンセラーが家庭訪問等の支援を行うとともに、学校配置のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携して、教育支援センター等の機関へつなぐなどして、個々の状況に応じた支援を行います。</u>		

「教育等の振興に関する施策の大綱」第2次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

改訂のポイント				施策体系への位置付け			区分	文案
				基本方向	P	対策		
4 (つづき)	(つづき) 不登校の予防と支援に向けた体制の強化	(つづき) 抜かりのない情報共有と切れ目のない支援を実現	個別支援シートの活用による課題のある幼児児童生徒の情報の確実な引き継ぎなど、保幼小中高の連携の強化	【基本方向1】 チーム学校<高等・特別支援学校>	49	3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	概要 修正	特にいじめは、児童生徒の命に関わる事案であるため、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、学級担任が一人で抱え込むことがないよう、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。 また、不登校への早期対応のために、児童生徒に関する情報共有や組織的な対応を徹底することによって、支援の充実を図ります。
							① 修正	①配慮を必要とする生徒への支援を充実させるため、中学校からの引き継ぎシート等の情報をもとに、管理職や関係教員、スクールカウンセラーなどを構成員として定期的に開催する校内支援会において、 <u>児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー等からの助言を取り入れて見立て、具体的な手立てを策定し、個別の指導計画を作成するとともに、それに基づいて学年部会が中心となって日々の見守りを行うなど、組織的な対応を行うことを徹底します。</u>
							追加	② <u>リスクレベルの低い児童生徒についても、欠席や遅刻など気になる兆候が見え始めた段階で校内支援会において状況を確認するとともに、家庭訪問や面談を行うなど早期の支援を開始することを徹底します。</u>
							追加	⑤ <u>小・中学校の生徒指導担当や養護教諭等が各学校の校内支援会に相互参加することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。</u>
							追加【再掲】	④ <u>小・中学校の生徒指導担当や養護教諭等が各学校の校内支援会に相互参加することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。【再掲】</u>
	教育委員会・関係機関等の学校に対する支援の強化	SC,SSW等が関わることにより教育支援センター等につなぐなど、学校に登校できていない児童生徒の居場所や学習機会の確保	【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	37	3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	追加	⑥各教育委員会において、児童生徒の出席状況等を把握し、 <u>リスクレベルの検討や支援の進捗状況を確認するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の助言を受けながら、学校と連携して支援を行うことを推進します。</u> また、 <u>リスクレベルの高いケースや支援に行き詰まっているケースについては、心の教育センター等、関係機関に相談し、必要な助言を受けるなどスピード感をもった対応を行うことを推進します。</u>	

「教育等の振興に関する施策の大綱」第2次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

改訂のポイント				施策体系への位置付け			区分	文案
				基本方向	P	対策		
4 (つづき)	(つづき) 不登校の予防と支援に向けた体制の強化	(つづき) 教育委員会・関係機関等の学校に対する支援の強化	(つづき) SC,SSW等が関わることにより教育支援センター等につなぐなど、学校に登校できていない児童生徒の居場所や学習機会の確保	【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたち支援	62	3-(2) 専門人材、専門機関との連携	概要 修正	子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、生徒指導上の諸問題などの解決を図っていくためには、県内の教育相談支援体制の充実・強化を図るとともに、学校においては外部の専門人材を活用して組織的な取組を推進していく必要があります。 このため、多様な相談に対する窓口になるとともに、課題の解決まで相談者に寄り添うワンストップ＆トータルな支援を行うことができるよう、心の教育センターの体制を強化します。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、関係機関との連携により不登校児童生徒への支援や非行防止の取組などを進めます。
				追加	⑥教育支援センター等における相談支援体制の強化を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、学校に通うことができていない児童生徒が、安心して過ごすことのできる居場所づくりに取り組めます。また、児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学校以外での学習の機会の確保に取り組めます。			
5	いじめ防止等の総合的な取組の推進	学校支援地域本部事業による地域社会全体で学校を支える仕組みづくりの推進	学校支援地域本部事業による地域社会全体で学校を支える仕組みづくりの推進	【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたち支援	61	3-(1) 地域全体で子どもを見守る体制づくり	③ 修正	③地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、学校支援地域本部や放課後子ども教室の活動に携わるボランティアの方々に、児童虐待やいじめなど子どもたちを取り巻く現状について理解を深めていただく取組を進めます。 また、全ての学校支援地域本部の活動に、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの地域による見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を得ることを目標として、地域や福祉関係機関との連携・協働による子どもの見守り体制づくりを推進します。
				【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	37	3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	<再掲> 追加	<再掲> ⑤小・中学校の生徒指導担当や養護教諭等が各学校の校内支援会に相互参加することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。

「教育等の振興に関する施策の大綱」第2次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

改訂のポイント			施策体系への位置付け			区分	文案
			基本方向	P	対策		
5 (つづき)	(つづき) いじめ防止等の総合的な取組の推進	ネットいじめ防止関係	【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたち支援	58	1-(5) ネット問題に対する県民運動の推進	概要 修正	小・中・高校生のスマートフォン等の所持率が急速に高まる中、長時間の使用により学習習慣や生活習慣が乱れたり、ネットを介したいじめや犯罪が増加するなど、インターネットの不適切な利用に伴うさまざまな問題が深刻化しつつあります。 <u>高知県青少年保護育成条例の改定においても、フィルタリングによる有害情報の制限等、インターネット利用環境の整備が追記されています。こうしたように、インターネットに関する問題の改善に向けては、児童生徒はもとより、周囲の大人に対してもインターネットの適正な利用について、啓発していく必要があります。</u>
						① 修正	<u>①県警、大学生ボランティアと共同で学校での情報モラル教育を推進するための資料を作成するとともに、小・中・高等・特別支援学校の児童会・生徒会の交流集会を、市町村単位、ブロック別、全県等で開催することにより、学校での情報モラル教育を推進するとともに、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表を集めた児童会・生徒会交流集会を開催することにより、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。また、「高知家やさしいばい子ども宣言」ネット問題に関する県民フォーラム（平成27年10月25日開催）でのアピール（宣言）の周知を図るため、啓発リーフレット等の作成・配布等を行うとともに、ネット問題をテーマにしたP T A研修等を積極的に支援します。こうした取組を通じて学校・家庭・地域におけるインターネットの適正な利用に向けたルールづくりにつなげます。</u>
6	学び直しの機会の充実	夜間中学の設置に向けた検討	【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたち支援	60	2-(2) 厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない	概要 修正	本県には、厳しい環境にあるがゆえに、生徒指導上の諸問題を抱え、学校や放課後の学習支援などの学びの場に参加できない子どもたちがたくさんいます。 このため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、子どもたちの学びの場への参加を促す取組の充実・強化を図ります。 また、不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかった方々への学習機会の提供に向けた検討を進めます。
						追加	<u>②不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかった方々に学習の機会を提供するための中学校夜間学級設置の具体化に向けた検討を進めます。</u>

「教育等の振興に関する施策の大綱」第2次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

改訂のポイント		施策体系への位置付け			区分	文案
		基本方向	P	対策		
その他の重要事項	学校施設の老朽化対策として長寿命化計画に基づき、老朽化した学校施設を予防保全の考え方を取り入れながら、改修等を実施	【基本方向5】安全・安心で質の高い教育環境	77	課題	修正	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が予想されています。 ・築年数が40年を超える学校施設が多く、老朽化が問題となっています。 ・児童生徒数の減少に伴い、学校の活力の低下が懸念されます。
			78	(2) 学校施設の長寿命化改修による整備の推進	追加概要	<p>県立学校施設は児童生徒の急増期にあたる昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建築された施設が多く、平成29年度現在、築30年を経過した施設が全体の7割以上を占めるなど、今後の老朽化対策が喫緊の課題となっています。</p> <p>このため、平成29年12月に策定した「高知県立学校施設長寿命化計画」を踏まえ、予防保全的な改修工事などにより、施設の機能を維持しながら、これまで以上に長く使い続けることで、施設あたりのライフサイクルコストを縮減していきます。</p>
						追加
(その他)	オリンピック・パラリンピック教育の実施	【基本方向1】チーム学校<小・中学校>	39	4-(1) 体育授業の改善	追加	<p>⑦若い世代のスポーツ人口を増やすため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を好機ととらえ、オリンピック・パラリンピック教育を通じてスポーツに対する理解や関心を高めます。</p>
		【基本方向1】チーム学校<高等・特別支援学校>	52	4-(1) 体育授業の改善	③修正	<p>③若い世代のスポーツ人口を増やすため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を好機と捉え、授業や生徒対象のサミットなどオリンピック・パラリンピック教育を通じてスポーツに対する理解や関心を高める。オリンピック・パラリンピックに対する理解を促進するとともに、生徒がスポーツ交流やボランティア活動に参加する機会の充実を図ります。</p>
	健康教育の充実	【基本方向1】チーム学校<小・中学校>	39	4-(2) 健康教育の充実	①修正	<p>①全学校の健康教育の中核となる教員全員を対象にした研修を実施するとともに、退職養護教諭の派遣による経験の浅い養護教諭等への支援等を行います。</p> <p>また、学校体育関係者や医療関係者や、保護者、養護教諭などをメンバーとする「<u>こちの子ども健康・体力向上支援委員会</u>」学校保健課題解決協議会において、学校体育や健康教育や、健康管理に関する課題や対策について協議し、課題解決に向けた取組を推進します。</p>
		【基本方向1】チーム学校<高等・特別支援学校>	53	4-(2) 健康教育の充実	①修正	

「教育等の振興に関する施策の大綱」第2次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

改訂のポイント		施策体系への位置付け		区分	文案	
		基本方向	P			対策
(その他)	就学前教育の充実	【基本方向3】 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる	71	(1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立	①削除 ②修正	①②保育所保育指針・幼稚園教育要領等の改定（改訂）を踏まえて、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示したガイドラインについて、園内研修支援や教育センターでの基本研修等の場において、活用方法の周知・徹底を図ります。また、幼保支援アドバイザー・指導主事の直接訪問等により周知を図り、全ての園において適正に活用されるよう取り組みます。
			72	(3) 保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化	概要 修正	管理職は、園経営の責任者として明確なビジョンを持ち、組織の中でリーダーシップを発揮することが重要です。また、保育者は、教育・保育の質の向上に向けて、経験や職責に応じた指導力を身に付ける必要があります。このため、高知県の保育者育成指標と国から示されているキャリアアップ研修と連動した基本研修等の充実を図り、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の強化を図ります。
					① 修正	①保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、キャリアステージに応じて身に付けるべき力をより詳細に示した指標を作成します。また、これに作成した「保育者育成指標」に基づき、研修体系を初任者、中堅者、管理職といった職責に応じた形に見直すなど、研修のさらなる充実を図ります。
				追加	②保育者のキャリアアップ研修を教育センターを中心として実施し、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組みます。	
			73	(4) 保幼小の円滑な接続の推進	① 修正	①各市町村における保幼小連携の取組を促進するため、モデルとなる県版「高知県保幼小接続期実践プラン」について、を作成します。その上で、小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者、市町村教育委員会の指導事務担当者等を対象とした説明会を開催するなど、各地域の実態に応じた市町村の接続期実践プランの作成を促進するとともに、その実践を支援します。 なお、接続期実践プランが完成するまでの間は、小学校と保育所・幼稚園等とが連携・協働して行う研修や交流等がより活発化するよう助言・指導を行います。

「教育等の振興に関する施策の大綱」第2次改訂に伴う本文（第5章）の修正について

改訂のポイント		施策体系への位置付け			区分	文案
		基本方向	P	対策		
(その他)	(つづき) 就学前教育の充実	【基本方向3】 就学前の子どもの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる	73	(4) 保幼小の円滑な接続の推進	追加	②保育所・幼稚園等と小学校において、幼児期の学びから小学校への学習へとつなぐ「接続期カリキュラム」の作成や、交流活動等の開催を年間計画や学校経営計画等に位置づけるよう周知・徹底するとともに、組織的・計画的な実践が行われるよう指導主事や保幼小連携アドバイザー等が訪問し、助言・指導を行います。
	高知みらい科学館の運営支援を通じた理科教育・科学文化の振興	【基本方向8】 生涯にわたって学び続ける環境をつくる	88	(3) 子どもも大人も学び合う地域づくり	追加	②③削除 ②各市町村において作成された接続期実践プランに基づいて保幼小の接続が円滑に行われるよう、保育所・幼稚園等への指導主事の訪問指導等を行います。 ③各小学校における組織的な保幼小連携の取組を促進するため、市町村教育委員会や小学校長を対象に接続期実践プラン等についての研修を実施するとともに、学校経営アドバイザーと連携した指導・支援を行います。 ⑤高知市が設置する高知みらい科学館の運営支援を通じて、県内全域を対象とした理科教育・科学文化振興を図ります。